

てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託に係る公募型プロポーサル実施要綱

1. 業務概要

- (1) 業務名：てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託
- (2) 業務目的：浦添市が行うふるさと納税寄附制度にかかる関連事務について、本制度の活用促進及び寄附情報の管理、謝礼品発送業務等を民間事業者へ委託することにより、寄附金の増額及び事務の効率化を図ると共に、効果的な市の魅力発信に寄与する。
- (3) 業務内容：てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間：契約締結日翌日から平成32年3月31日まで
ただし、契約締結日翌日から平成30年3月31日までは、平成30年4月1日より寄附受付に関する業務を開始するための準備期間とする。
- (5) 業務費用の限度額：22,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
寄附件数10,000件、寄附金額150,000,000円を想定。ただし返礼品代及び返礼品配送代の実費は含まない。

2. 担当部署

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1

浦添市企画部企画課（担当：當間）

E-mail: kikaku@city.urasoe.lg.jp

3 参加資格要件

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 申込書の提出日において、本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 申請時点で市税等の滞納がないこと。
- (3) 申請時点で消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと。（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (9) 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者であること。
- (10) 個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。以下同じ。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じていること。
- (11) ふるさとチョイスでの寄付申込受付に関連する業務の提携企業となっており、当該業務の一括代行受託をすることができること。（最低限、ふるさとチョイスでの寄附受付に関する運用が可能であること。）
- (12) 別紙「てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託仕様書」に定める内容を見積限度額の範囲において遂行することが可能であること。

4 スケジュール

平成 29 年 12 月 8 日（金）	告示・参加申込受付・質問受付
平成 29 年 12 月 20 日（水）	説明会
平成 29 年 12 月 20 日（水）午後 5 時 15 分	質問締切
平成 29 年 12 月 22 日（金）午後 5 時 15 分	質問に対する回答期限
平成 29 年 12 月 27 日（水）午後 5 時 15 分	参加申込受付締切
平成 30 年 1 月 5 日（木）午後 5 時 15 分	企画提案書等の提出締切
平成 30 年 1 月 12 日（水）	プレゼンテーションの実施
平成 30 年 1 月中旬（予定）	審査結果の通知
平成 30 年 1 月下旬（予定）	契約締結

5 説明会の開催

日時：平成 29 年 12 月 20 日 午後 2 時から午後 3 時

場所：浦添市役所 4 階 企画調整会議室

※説明会の参加は任意とする。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び部数：

ア てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託プロポーザル参加申込書」 （様式第 1 号）	1 部
イ 履歴事項全部証明書（原本）	1 部（発行後 3 か月以内）
ウ 市税等の滞納がないことの証明書（原本）※浦添市内に本店、支店、営業所等があり、本市の市税を課税されている場合	1 部（発行後 3 か月以内） （直近の年度のものであって、かつ発行後 3 か月以内）
エ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書その 3（原本）※申告している税務署が発行する納税証明書	1 部（直近の年度のものであって、かつ発行後 3 か月以内）
オ 本要綱 5（10）の要件を満たすことを示す書類	1 部

※ プライバシーマーク等を取得している場合 にあつては、その証書の写し。社内において 情報セキュリティ方針等を策定している場合 にあつては、その内容がわかるもの。	
カ 決算報告書、損益計算書、貸借対照表の 写し※直近1事業年度分	1部
キ ふるさとチョイスとの連携にかかる提携 企業であることが確認できる書類（写し） ※契約書等	1部

※提出書類は、証明書等を除きすべて A4 版とします。

ただし、申請時点で浦添市競争入札参加登録業者名簿に登載されている者にあつては、イ・ウ・カの書類の提出は不要です。

(2) 提出期限：平成 29 年 12 月 27 日（木）午後 5 時 15 分（必着）

(3) 提出方法：郵送又は持参（電子メール・FAX は不可）

※ 郵送により提出する場合書留又は書留で送付してください。

(4) 提出先：浦添市役所企画部企画課（本要綱 2 参照）

※事務取扱時間等

土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前 9 時～12 時、午後 1 時～午後 5 時 15 分まで

(5) 参加資格の確認及び通知

本要綱 3 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。また、併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由ならびに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

7 質問の受付及び回答

(1) 提出期間：平成 29 年 12 月 8 日（金）～平成 29 年 12 月 20 日（水）午後 5 時 15 分（必着）

(2) 提出方法：電子メールにより、疑義照会票（様式第 5 号）を添付して提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信した旨の連絡を入れること。

※電子メールの件名は「てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託に係る公募型プロポーサルに関する質問」とすること。

(3) 提出先：本要綱 2 参照

(4) 回答：平成 29 年 12 月 22 日（金）までに本市ホームページにて公表する。

※質問に対する回答は、本要綱や仕様書に記載する内容の追加又は修正と
みなす。

8 企画提案書等の作成及び提出

本要綱6(5)において企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、別紙「てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託仕様書」により企画提案書を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

企画提案書（A4版 任意様式） ※目次及び頁番号を付記してください。 ※提案書参考資料（様式第2号）を企画提案書の最後に添付してください。	6部（うち5部は写しで可）
ふるさと納税事務代行業務受託実績書（様式第3号）	6部（うち5部は写しで可）
見積書（様式第4号） ※見積書・収支予算書の金額は、150,000,000円（件数：10,000件）の寄附があった場合の見積額とする。 ※見積額の限度額は、寄付金額に対し15%以内（消費税込み）とする。 ※返礼品代及び返礼品配送代の実費は含まない。 ※見積書（様式第4号）に積算内訳書（A4版 任意様式）を添付してください。	6部（うち5部は写しで可）

(2) 提出期間：平成29年12月28日（木）から平成30年1月5日（金）まで（必着）
土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時～12時、午後1時～午後5時15分まで

(3) 提出先：浦添市役所企画部企画課（本要綱2参照）

(4) 提出方法：郵送又は持参（電子メール・FAXは不可）

※ 郵送により提出する場合書留又は書留で送付してください。

(5) 企画提案書の作成要領

仕様書に従い、当該業務に関し、必要な事項等を提案してください。なお、企画提案書には、次に掲げる事項を必ず明記してください。

- 1 契約締結から「ふるさとチョイス」におけるふるさと納税受付開始日（平成30年4月1日）までの業務スケジュール
- 2 本業務を実施するにあたっての人員体制
- 3 その他本業務委託について、その目的や基本方針に資する、仕様書記載以外の独自提案がある場合には記載してください。

(6) 著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属します。ただし、本市は事業者決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

9 選考方法等

(1) 選考方法

選定委員会を設置し、企画提案書等書類及びプレゼンテーションの内容に対する審査及びヒアリングにより評価します。

(2) 評価内容

「てだこの都市うらそえ応援事業ふるさと納税一括業務委託業者選定審査要領」にもとづき評価します。

(3) 提案書に関するプレゼンテーションの実施

企画提案者は、企画提案書の内容を説明するためにプレゼンテーションを実施します。詳しい日程や時間については、後日企画提案者に連絡します。

1 日程：平成 30 年 1 月 12 日（金）

2 場所：浦添市役所 4 階 企画調整会議室

3 実施内容：プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内

4 会場内に入室できる出席者は、3 名以内とします。

5 プレゼンテーションにあたり必要な機材は、企画提案者が用意してください。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意します。

(4) 契約予定者の選定

審査の結果、点数の合計が最も高い企画提案書を提出した事業者を契約予定者として選出する。ただし、点数が同点の事業者が複数ある場合は、選考委員の多数決により選定する。なお、契約予定者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次位及びそれ以降の順位者の繰り上げによって新たに契約予定者として協議を行うものとします。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての企画提案者に文書で発送いたします。

(6) 契約手続き

契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上で、契約を締結します。なお、見積額は、原則として企画提案時に提出した価格の範囲内とする。

10 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) プロモーションについて

(2) ふるさと納税制度活用促進について

(3) ガバメントクラウドファンディングに関すること

(4) 返礼品の商品開発に関すること

(5) 寄附者への対応及び問い合わせに関すること

- (6) 寄附状況の一元管理に関すること
- (7) 返礼品の発注・配送及び配送状況管理に関すること
- (8) 個人情報保護対策について
- (9) 業務に要する費用について
- (10) ふるさと納税に関する事務の軽減について
- (11) ふるさと納税制度の業務受託実績
- (12) その他自社の優位性について

1 1 その他留意事項

- (1)本公募の提案にかかる費用は、企画提案者負担とします。
- (2)提出いただいた企画提案書は返却しません。
- (3)提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

【書類提出先・問合せ先】

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1

浦添市企画部企画課（担当：當間）

E-mail: kikaku@city.urasoe.lg.jp